

---

---

## 第6章

### 総括と提言

---

---



ナコンバトム自立生活センターで活動する障害当事者リーダーとNGO研究会現地調査メンバー（写真提供：NGO研究会現地調査）

## 総括

本書は、「人間の安全保障」概念に基づき、国際協力の下で障害分野の活動を行うにあたって重要な課題や取り組み方を、現在国内外で、障害分野の活動の第一線において活躍している各著者が自らの経験を踏まえ、執筆したものである。現在障害分野で活動している方々、今後障害分野の活動を実施したいと考えている方々は、それぞれの論稿から障害分野の活動の課題や取り組み方について多くを学んでいただけにちがいないと考えている。

本書の主張、並びに本書が紹介してきた最近の障害分野の活動を巡る動向や議論、取り組みの特徴は、以下の5つの点にまとめることができる。

### ① 「人間の安全保障」概念の重要性

「人間の安全保障」の概念は、非常に幅広い意味を含む概念であるが、最も重要な点は、人間一人ひとりが持つ「自由」や「人権」の保障を訴えているところにある。本書全体の議論からも明らかなように、人間にとって一番大切な価値とも言える「自由」や「人権」は、多くの障害者（特に、重度障害者、女性障害者、貧困層の障害者）に対して保障されてこなかった。「人間の安全保障」の見地に立った障害分野の活動が必要とされている。

### ② 「医療」モデルから「社会」モデルへの転換

本書の第3章では障害者の「自由」や「人権」をどのように保障していくための具体的な活動が提示されているが、これらの活動の根底には、従来の障害者に問題の原因を求めてきた障害者支援（「医療」モデル）から、社会の側にある問題を障害当事者が中心となって変革していく基づいた活動（「社会」モデル）への転換がある。医療の専門家が主導する「医療」モデルと異なり、「社会」モデルでは障害当事者が自らの生活について決定を行う主体となるため、障害当事者自身のエンパワメントが重要な活動となってくる。と同時に、障害者の「自由」と「人権」を確保できる環境を整備するために、社会を変革していく活動も重要である。

③ 障害当事者リーダー育成の重要性

「社会」モデルに基づいた障害分野の活動を実施していくにあたって、モデルとなる障害当事者が果たす役割は重要である。障害当事者リーダーは、地域で自立した生活を送り、そのノウハウを他の障害当事者に伝えることを通して、他の障害当事者が自立した生活を送る際のモデルを提供する役割を担う。それと同時に、社会に対して、障害当事者が地域の一員として地域に暮らす権利があることを訴え、そのために必要な環境の整備を求めていく声を代表する役割を担っている。障害当事者リーダーの育成が、「社会」モデルに基づいた障害分野の取り組みを拡大していく上で不可欠である。

④ ネットワークの重要性

「社会」モデルによる障害分野の活動を拡大していくためには、障害分野の活動に携わる様々なアクターのネットワークが構築される必要がある。第4章では、障害分野の活動を実施していく際に、ネットワークが果たしてきた役割の重要性が示されている。そもそも障害分野の活動は、世界各地において多くが（障害当事者団体を含む）NGOによって担われている。NGOは各地域において様々な取り組みを行っており、そうした活動の中からより良い活動手法が生まれてくる。障害分野の活動を行うそれぞれのNGOがお互いから学びあうことによってより良い活動が拡大することが期待される。

また、NGOはNGOだけで障害分野の活動を行っているわけではない。行政機関や民間企業との協力関係があって初めて可能となる活動は多く存在する。特に、「医療」モデルに基づいた障害者支援から「社会」モデルに基づいた障害分野の活動に移行しつつある現在、行政機関や民間企業の、障害分野の活動におけるパートナーとしての役割は、より重要性を増しているといえる。

⑤ 開発へのメインストリーム化

今日、開発援助機関は、国際協力の下で障害分野の活動を活性化させていく上で重要なパートナーとしての役割を担い始めている。開発援助機関は、元来援助を行う先の国家、社会並びに社会に住む人々の生活をよりよいものにするために活動を行っている。しかしながら、多くの障害当事者が開発のプロセスに参加する機会

はこれまで制限されており、障害者は開発から十分な恩恵を受けてこなかったとされる。現在、国連において障害者の権利条約の作成が進められているが、条約の目的は、世界中の障害者が置かれた様々な状況がより良いものへと改善されるように底上げを行うことにあるとされている。このような国際的な動きも踏まえ、開発援助機関の活動において、障害者のエンパワメントとメインストリーム化を進めることを通して、障害者が完全参加する社会を実現していくことが求められている。

## 提言

「人間の安全保障」の概念に基づき、国際協力の下で障害分野の活動を行う重要性は、以下の2点である。

- ① 障害者の多くは、国内並びに国際社会の中で脆弱な立場に追いやられてきた。障害者の多くは「人間の安全保障」が唱える「自由」を脅かされている。
- ② 障害者は、国家並びに国際社会によって推進される開発の主要な対象とされてこなかったことに加え、開発のプロセスに主体的に参加する機会が制限されていたことから、開発の恩恵を十分に享受してこなかった。

以上の重要性を鑑み、本研究会は、日本のNGOが、アジア大平地域レベルではびわこフレームワークの実現に向け、世界レベルでは2007年には成立すると言われている障害者の権利条約に則って、活動を行うことを提案する。今後の国際協力の下でのNGOによる障害分野の活動の活性化に向け、以下のように提言を行う。

### 1. 共通の課題

「人間の安全保障」概念に基づいた障害分野の活動は、(a)重度障害者、(b)貧困対策、(c)ジェンダー、(d)社会のバリアフリー化、(e)自助活動を重視する必要がある。

る。

(a) 重度障害者

重度障害者の多くは、現在でも自らの人生について自己決定権を行使するという最も基本的な自由の行使さえできないような状況に置かれている。重度障害者をさまざまなニーズを社会に持たされた人と捉えなおし、その改善を社会に訴えていくことにより、改善していくきっかけを作りうる人々、そして、自らの問題を解決する能力を持つ人と捉えることが重要である。

(b) 貧困対策

貧困と障害は相互に影響しあい悪循環をもたらしている。解決のためには、障害者の開発プロセスへの主体的な参加を通し、開発の中に障害分野の活動がメインストリーム化されなければならない。

(c) ジェンダー

女性障害者は女性と障害者という2重の差別と虐待を受けており、安全を脅かされている。開発におけるジェンダーのメインストリーム化に女性障害者の視点を入れていく必要がある。

(d) 社会のバリアフリー化（アクセスの問題）

障害の社会参加を促すためには、社会のバリアフリー化は重要な課題である。社会のバリアフリー化においては、建物や道路の物理的なアクセス化とともに、情報などへのアクセスを進める必要がある。特に、女性や目につきにくい聴覚や内部障害の人、知的障害や精神障害の人など今までターゲット・グループから排除されていた障害者、特に重度障害者への配慮を行う。

(e) 自助団体

障害者が自分たちのニーズを訴えていくには、互いに話し合い、助けあう場としての自助団体の存在が不可欠である。団体活動によって障害者はエンパワーされ、彼らの声は国家の政策に大きな影響力を持つようになる。

## 2. 活動のネットワーク化の促進

以上の共通課題を実現していくためにも、障害分野の活動のネットワーク化を促進していく必要がある。ネットワークの構築のためには、互いのニーズに応じて、柔軟に支援が行えるよう、途上国、先進国を問わずNGOは自分たちの活動についての情報公開に務める必要がある。ネットワークは以下のような多様なアクター間で構築される必要がある。

- ① 障害当事者団体の能力強化並びに障害当事者間の協力関係の強化
- ② 障害当事者団体と他の開発NGOsとの協力関係の強化
- ③ 障害当事者団体、NGOs、政府機関、国際機関、民間セクターの間のネットワーク化並びに協力関係の強化
- ④ 日本のNGOsと開発途上国の障害NGOsとネットワーク化の促進
- ⑤ 障害当事者間並びにその他の協力者とのインフォーマルな協力関係の構築

## 3. 日本のNGOの役割

- ① 日本の障害当事者団体を含むNGOの中には、既に国際社会における障害分野の活動に取り組んでおり、自立生活センターの立ち上げや運営、職業訓練などにおいて知識と経験を蓄えている。今後さらに知識と経験を活用し、障害分野の活動を活性化していく。特に、日本のNGOがリードする、比較優位のある分野として「介助サービス、リーダー育成、自立生活センター、バリアフリーな街づくり（建物、公共交通手段のアクセス可能化）」のモデルを提示していく。
- ② 国際協力を行う日本のNGOは多数存在するが、障害分野の活動を行っているNGOは少ない。障害分野での活動を開発の中にメインストリーム化させていくための活動をおこなう必要がある。そのためにも、障害当事者団体と開発NGOsの協力関係を強化していく。
- ③ 開発分野の中で、障害分野をメインストリーム化するためにもDPO並びに

NGOは、日本の開発援助実施機関である国際協力機構（JICA）、国際協力銀行（JBIC）をはじめ、国際的な開発援助機関である世界銀行（WB）、アジア開発銀行（ADB）などに働きかけ、協力関係を強化していく。

- ④ 現在国連で草案が検討されている「障害者の権利条約」は恒久的な国際条約として今後の障害者活動の基盤となると考えられることから、日本国政府による成立にむけたイニシアティブと、成立後の政府による批准ならびに国際的な展開が進められるよう、日本NGOが今後とも働きかけを続けていく。